

原告 槌田 敦  
被告 社団法人日本気象学会

## 証拠説明書 (1)

2009年 5月27日

東京地方裁判所民事部 御中

原告訴訟代理人弁護士 柳原 敏夫

### 1、書証 (甲1~26)

甲号証	標目 (原本・写の別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
1	陳述書	原 2009.5.27	原告	<ul style="list-style-type: none"> <li>原告らの投稿論文 (甲2~4) の内容</li> <li>原告らの投稿論文が被告により掲載拒否された経緯及び拒否に正当な理由がないこと。</li> <li>原告の大会での一般講演申込が被告により拒否された経緯及び拒否に正当な理由がないこと。</li> </ul>	
2	投稿論文「CO <sub>2</sub> 濃度の増加は自然現象」(初稿)	写 2008.4.28 受付	訴外近藤邦明・原告	<ul style="list-style-type: none"> <li>被告機関誌「天気」に投稿した原告らの投稿論文。</li> <li>図として第1~5図ある。</li> </ul>	
3	投稿論文「CO <sub>2</sub> 濃度の増加は自然現象 温暖化対策は無意味であった」(改訂稿)	写 2008.9.7 提出	同上	<ul style="list-style-type: none"> <li>甲5の被告「天気」編集委員会の評価に沿って甲2を改訂した論文。</li> <li>図として新たに第3図と第7図と追加(その結果、初稿の第3~5図が第4~6図と修正)。</li> </ul>	
4	投稿論文「CO <sub>2</sub> 濃度の増加は自然現象 . その原因は気温高である」(再改訂稿)	写 2008.11. 26提出	同上	<ul style="list-style-type: none"> <li>甲7の被告「天気」編集委員会の評価に沿って甲3を再改訂した論文。</li> <li>図として第1~6図あるが、甲3と同一なので添付せず。</li> </ul>	
5	甲2(初稿)に対する評価・査読者2名のコメント	写 2008.7.15	被告機関誌「天気」編集委員会委員長藤部文昭・査読者A・B	<ul style="list-style-type: none"> <li>改訂の上、改めて採否を判断という結論であったこと。</li> <li>「これまで考えられなかった新しい発見への道を開く可能性もある」(査読者A)</li> <li>「定説を覆そうという非常に野心的な試みであり、その意</li> </ul>	

					欲は評価できる」(査読者B) ・「本論文は 科学的論文であると認識する」(査読者A)
6の 1~2	甲3(改訂稿)の送付 書面・甲5のコメント に対する回答	写	2008.9.7	訴外近藤邦 明・原告	査読者のコメントに参考にして初 稿を直した事実。
7	甲3(改訂稿)に対す る評価・査読者2名の コメント	写	2008.11. 12	甲5と同じ	・再度、改訂の上で採否を判断 するという結論だったこと。 ・「本稿は第1稿に対してのコ メントに沿って、考察部分を 大幅に増やしていることは評 価できる。これによって著者 らが本論文の結論を導いた理 由が幾分明らかになり、議論 がしやすくなった」(査読者 A) ・「今回の原稿は、前回の査読 コメントを受けて多くの点で 改善したと認められる」(査読 者B)
8	甲4(再改訂稿)の送 付書面・甲7のコメント に対する回答	写	2008.11. 26	訴外近藤邦 明・原告	甲3(改訂稿)を、査読者に認め られた事実に関する前半部分と考 察に関する後半部分とに分割し、 前半部分のみを甲4(再改訂稿) として提出したこと。
9	採否判断を催促する書 面	写	2009.2.7	原告	甲4(再改訂稿)と酷似すると思 われる論文がインターネットで公 開されていたので、早期の採否判 断を依頼したこと。
10	甲4(再改訂稿)に対 する評価・査読者2名 のコメント	写	2009.2.12	甲5と同じ	「数年規模の短期における因果関 係が長期においてもそのまま妥当 すると論文は主張しているが、そ のための十分な論拠が示されてい ない」旨を理由に掲載拒否したこ と。
11	甲10に対し再審査を要 求する書面	写	2009.2.20	訴外近藤邦 明・原告	甲4(再改訂稿)は、甲10の掲載 拒否理由に該当する内容では全く ないことを示して反論し、再審査 を求めたこと。
12	甲11に対する回答書	写	2009.3.19	被告機関誌 「天気」編 集委員会委 員長藤部文 昭	「再考の余地はない」という回 答。
13	甲12に対する反論書	写	2009.3.27	訴外近藤邦 明・原告	再度、掲載拒否に理由がないこと を明らかにし、「およそ科学論文

					を審査するという態度が見られない」編集委員会の誤った決定を取り消すよう求めたこと。
14	甲13に対する回答書	写	2009.4.16	甲12と同じ	「再考の余地はありません」という回答。
15の 1~3	春季大会の一般講演申込・予稿原稿・シンポでの発言の申込	写	2009.2.5	原告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被告主催の2009年度春季大会で、甲4（再改訂稿）を主たる内容とする一般講演をするために申込をしたこと。</li> <li>・上記大会のシンポで発言の申込をしたこと。</li> </ul>
16	甲15のシンポに関する回答書	写	2009.2.25	被告講演企画委員会 担当理事 近藤裕昭	上記大会のシンポへの講演申込は受け付けていない、という回答。
17	甲16に対する再申入れの書面	写	2009.2.28	原告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原告の意図は、講演ではなく、反論の発言の機会を与えて欲しいという趣旨であり、開かれた場こそ本来の科学のあり方ではないかと問題提起したこと。</li> <li>・原告の再申入れを被告が黙殺したこと。</li> </ul>
18	甲15の一般講演申込に関する回答書	写	2009.3.16	甲16と同じ	「ご発表は学術的講演ではなく、ご講演は認められない」という回答。
19	甲18に対する反論書	写	2009.3.19	原告	「CO <sub>2</sub> により気温が決まるのではなく、気温によりCO <sub>2</sub> 濃度の年間増加率が決まるという事実に関する発表であり、学術的講演である。また通説は現代社会に大きな影響を及ぼしており、これを検討することは気象学会の役目である」旨指摘して、拒否の決定の取り消しを求めたこと。
20	甲19に対する回答書	写	2009.3.31	甲16と同じ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「講演内容は、学術的ではないと判断されたため講演は認められない」という回答。</li> <li>・それ以上、なぜ「学術的ではない」のかについて、一言の説明もなかったこと。</li> </ul>
21の 1~3	過去3回の被告主催の大会の一般講演のプログラム（抜粋）	写	2007.10 2008.5 2008.11	被告	これまで、過去3回の大会で、原告は温暖化に関する通説を批判する一般講演を申し込み、いずれも実現していたこと。

22	定款	写	2004.11.5	被告	・被告団体の目的及び事業 ・被告の構成員となった会員の被告に対して有する自益権の内容（学会で研究発表する権利・機関誌に投稿する権利）。
23	細則	写	2005.5.17	被告	被告における「学術的会合に参加」の第一の意義が会員の研究発表にあること。
24	書籍「熱学外論 - 生命・環境を含む開放系の熱物理学」	原	1992.10.20	原告	原告が気象学も熱物理学の一分野として研究し、その成果を本書第7章で、気象現象としての「大気と水の循環」が、余分の熱エントロピーを宇宙に処分し、地球上の活動一切を保証していることを詳細に展開。
25	書籍「CO <sub>2</sub> 温暖化説は間違っている」（増補版）	原	2008.8.11	原告	本書付章で、気象学の基礎理論として、重力場での気体の物理学を展開。
26の1~2	書籍「超異常気象」（中公新書）（抜粋）	写	1994.1.25	根本順吉	人為的CO <sub>2</sub> 温暖化説を最初に持ち込んだキーリングが、その後、自説と矛盾する研究成果を発表したこと。

以上